第二十三条を次のように改める。

（自動車取得税の基準税額の算定方法）

第二十三条　自動車取得税の基準税額は、次の算式によって算定した額に〇・一五一一五を乗じて得た額とする。ただし、指定都市を包括する都道府県の基準税額は、当該額から当該都道府県の区域内の指定都市ごとに第二十七条の六第一号の規定によって算定した額（地方税法第百四十三条第二項に係る額に限る。）を控除した額とする。

算式

（44,900円×α）×（A×0.985）

（44,900円×α）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（A×0.985）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前年度において自動車取得税の課税の対象となった自動車（地方税法第113条第2項の規定によってその取得が課税対象とならない自動車、同法第115条、第120条、附則第12条の2の4又は附則第52条第1項の規定若しくは地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。以下「平成24年地方税法等改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「平成24年改正前地方税法」という。）附則第12条の2の2第1項又は第2項若しくは附則第52条第2項の規定によってその取得に対して自動車取得税を課することができない自動車若しくは地方税法第125条第1項又は第126条第1項の規定若しくは平成24年改正前地方税法附則第52条第3項の規定によってその取得に対する自動車取得税の納税義務が免除された自動車を除く。）の台数

α　別表第十の三に定める率

第二十四条中「0.916」を「0.908」に、「28,700円」を「28,700円」に、「14,600円」を「13,900円」に、「9,700円」を「9,500円」に、「、地方税法第146条」を「並びに地方税法第146条」に、「の規定並びに地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号。以下「平成23年地方税法改正法」という。）及び東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第96号。以下「平成23年地方税法等改正法」という。）の施行」を「及び附則第54条の規定（平成24年改正前地方税法附則第54条の規定を含む。）」に、「課することができない」を「課することができない又は自動車税の納税義務が免除された」に改め、「及び第5項」を削る。

第二十七条第1号中「価額をいう。ただし、当該償却資産のうち同法附則第十五条第二項第六号又は同条第十項に規定するものにあっては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、同条第二項第六号に係るものにあっては四分の三、同条第十項に係るものにあっては三分の二をそれぞれ乗じて得た額とする。以下この条において同じ」に改める。

第二十九条中「〇・八八九」を「〇・九九一」に改める。

第二十九条の二中「〇・九五五」を「〇・九九一」に改める。

第二十九条の三中「〇・八八三」を「〇・九五六」に改める。

第三十一条第三項各号列記以外の部分中「第一号に定める方法によって算定して当該市町村長に通知した額と第二号に定める方法によって算定した額との合算額から第三号に定める額を控除した額とする」を「第一号に定める方法によって算定して当該市町村長に通知した額と第二号に定める方法によって算定した額との合算額とする」に改め、同項第一号中「125,800円」を「127,800円」に、「平成21年度」を「平成22年度」に、「0.726」を「0.999」に、「1.008」を「1.013」に、「1.313」を「9.552」に、「1,003」を「0.905」に、「((a－b)／c)／120,521」を「(a／b)／119,627」に、「退職所得金額分」を「退職所得金額分（超過税率課税分等を含む。）」欄のうち、「(B)について標準税率で算出したもの（超過税率課税分等を除いた額）」に改め、「b　当該市町村の超過課税に係る額」を「c　算式の符号Aに同じ。」を「b　算式の符号Aに同じ。」に改め、同項第二号中「株式等に係る譲渡所得等分」のうち「小計」欄及び「株式等に係る譲渡所得等分」のうち「小計」欄、「上場株式等の配当所得金額分」を「株式等に係る譲渡所得等分」のうち「小計」欄及び「上場株式等の配当所得金額に係る分」欄及び」に改め、同項第三号を削る。

第二十一条第四項第一号算式の符号中「0.97」を「1.04」に改める。

第二十二条第二項中「地方税法第348条、平成23年地方税法改正法附則第55条及び平成23年地方税法等改正法附則第55条の2の規定」を「地方税法第348条、附則第55条第3項及び附則第55条の2第2項の規定」に、「平均価額」を「平均価格」に改め、同項算式の符号Cを次のように改める。

C　地方税法第351条の規定に該当する法定免税点未満のものの額並びに同法第349条の3第10項、第12項、第20項、第23項、第24項及び第28項、第349条の3の2並びに第349条の3の3の規定並びに附則第15条第5項、第14項、第20項、第24項、第25項、第28項及び第30項、第15条の2第2項、第15条の3第1項、第18条、第19条、第19条の3、第19条の4、第29条の7第2項並びに第56条第1項、第10項及び第13項の規定並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成10年法律第27号）附則第6条第9項、地方税法等の一部を改正する法律（平成11年法律第15号）附則第8条第8項、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第13条第9項及び第18項、地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）附則第10条第2項及び第12項並びに平成24年地方税法等改正法附則第8条第12項の規定に基づく特例による課税標準の減少額として総務大臣が調査した額

第二十二条第二項算式の符号D中「及び平成18年地方税法改正法附則第13条第30項」を削り、同項算式の符号H中「附則第29条の5第16項及び第17項」を「附則第29条の5第16項及び第17項、第55条第4項並びに第55条の2第4項」に改め、同条第二項を次のように改める。

3　家屋に係る基準税額は、地方税法第四百二十二条の概要調書による市町村ごとの木造、非木造別の家屋の当該年度の単位当たり平均価格に、前年度の1月1日現在において家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に登録されるべきであった家屋の床面積の木造、非木造別の合計面積（同法第三百四十八条の規定並びに附則第五十五条第二項及び第五十五条の二第二項の規定に該当するものを除く。）をそれぞれ乗じて得た額から当該年度分の同法第三百五十一条の規定に該当する法定免税点未満のものの額並びに同法第三百四十九条の三第十項から第十二項まで、第十六項、第十七項、第十九項、第二十項、第二十一項、第二十四項、第二十五項、第二十六項及び第二十八項の規定並びに附則第十五条第一項、第四項、第五項、第十二項、第十四項、第十八項から第二十六項まで、第二十八項、第三十項、第三十二項、第三十四項及び第三十六項、第十五条の三第一項並びに第五十六条の二第四項の規定並びに地方税法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第十一号）附則第八条第三項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）附則第三条第十項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則第八条第三項、地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号）附則第六条第三項、第五項及び第八項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十七号。以下「平成十年地方税法改正法」という。）附則第六条第五項及び第九項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第八号）附則第八条第八項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）附則第十一条第九項及び第十一項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第十七号）附則第十条第二十三項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七号）附則第七条第九項及び第十項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号。以下「平成十八年地方税法改正法」という。）附則第十三条第八項、第十五項及び第十八項、地方税法の一部を改正する法律（平成十九年法律第四号）附則第六条第二項、第三項、第五項、第六項及び第十一項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第十条第四項、第十二項及び第十七項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号。以下「平成二十一年地方税法改正法」という。）附則第八条第四項、第十項及び第十一項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号。以下「平成二十二年地方税法改正法」という。）附則第十一条第十六項、第十九項、第二十項及び第二十二項、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号。以下「平